

診療点数、料金一覧(医療保険・自費利用)

作成日
2026/3/1

◎医療保険を利用した訪問の場合

(1点=¥10)

基本療養費	訪問者	項目	適応	診療点数
	基本療養費	専門看護師	訪問看護基本療養費Ⅰ	訪問1日あたり
看護師 理学療法士等		週3日目までの訪問		555点/日
		週4日目を以降の訪問		655点/日、555点/日
		週3日目までの訪問(2人)	555点/日	
		週4日目を以降の訪問(2人)	655点/日、555点/日	
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一の建物居住者に訪問した場合)		週3日目までの訪問(3人以上)	278点/日	
		週4日目を以降の訪問(3人以上)	328点/日、278点/日	
	訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時の訪問	850点/日	

+

管理療養費	訪問者	項目	適応	診療点数
	管理療養費	看護師 理学療法士等	機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日
訪問看護管理療養費1			月の2日目以降	300点/日

◎加算項目

(1点=¥10)

加算・減算名	診療点数	・午後10時～午前6時の時間に訪問した場合(一月以内で2回目以降の緊急訪問時)
24時間対応体制加算	680点/月	・計画的に訪問することになっていない緊急訪問を必要に応じて行う体制にある場合。
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	(Ⅰ):500点/月	・特別管理加算Ⅰ:「気管カニューレや留置カテーテル等を使用している場合。」
	(Ⅱ):250点/月	・特別管理加算Ⅱ:「在宅酸素使用や、真皮を超える褥瘡の状態にある場合。」
難病等複数回訪問看護加算	450点/回	・一日に複数回訪問した場合(2回目/日)
	800点/回	・一日に複数回訪問した場合(3回目/日)
緊急時訪問看護加算	(イ)265点/回	・診療所、在宅療養支援病院の医師からの指示で訪問した場合、かつ計画的でない緊急の訪問時。
	(ロ)200点/回	・月で緊急訪問の日数が14日目までは(イ)、15日目以降は(ロ)になります。
複数名訪問看護加算	450点/回	・複数名の看護師、理学療法士等が訪問した場合。
	300点/回	・看護補助者が訪問に同行した場合。
長時間訪問看護加算	520点/回	・90分を超えて訪問をした場合。
退院時共同指導加算	800点/回	・入院中若しくは入所中に、退院カンファレンス等の在宅生活における必要な指導が行われた場合。
退院支援指導加算	600点/回	・退院日に訪問した場合。(次回訪問日に算定)
夜間・早期訪問看護加算	210点/回	・18時～22時、6時～8時に訪問した場合
深夜訪問看護加算	420点/回	・22時～翌6時に訪問した場合
情報提供療養費	150点/回	・入院中や入所等に際し、関係医療機関等に患者了解の上、必要な情報を提供した場合。
DX情報活用加算	5点/月	・居宅同意取得型のオンライン資格確認等を通じて得た情報を活用し医療を提供する場合。
訪問看護ベースアップ評価料1	78点/月	・看護職員等の賃上げを実施するための加算。この加算の料金はすべて職員の賃金改善に充てられます。
ターミナルケア療養費1	2,500点/月	・在宅や特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対してターミナルケアを行った場合。
ターミナルケア療養費2	1,000点/月	・特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち、介護保険で看取り加算等を算定した場合。

◎自費にて訪問を利用した場合

利用料	訪問者	項目	適応	診療点数
	利用料	専門看護師	療養費	訪問30分あたり
看護師 理学療法士 作業療法士				

+

加算	訪問者	項目	適応	診療点数	
	加算	専門看護師	夜間・早期加算	6時～8時、20～22時の訪問	療養費の25%/回
				22時～翌6時の訪問	療養費の50%/回
		看護師 理学療法士 作業療法士	長時間訪問加算	90分を超えて訪問	¥5,200/回
超過時間訪問加算			90分以降、20分毎	¥3,020/回	

◎介護保険適応外のサービスについて

項目	料金	内容
交通費	右記参照	・(公共交通機関利用時) 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、実費を徴収する。 ・(訪問車利用時) 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、¥30/kmを交通費として徴収
駐車料金	時価	・訪問に際し、有料駐車場の利用が必要で、頻回に訪問に伺う場合には駐車料金を徴収させて頂くことがあります。
吸引器貸出	吸引器貸出¥1000/月	・吸引器を貸出した場合に徴収します。
日常生活用具ほか	実費	・吸引チューブ、ガーゼ他の物品の提供については実費にて徴収します。
永眠時の処置代	¥11,000	・永眠時に死後の処置を行った場合、徴収します。